

(質問)

「警戒宣言」について教えてください。

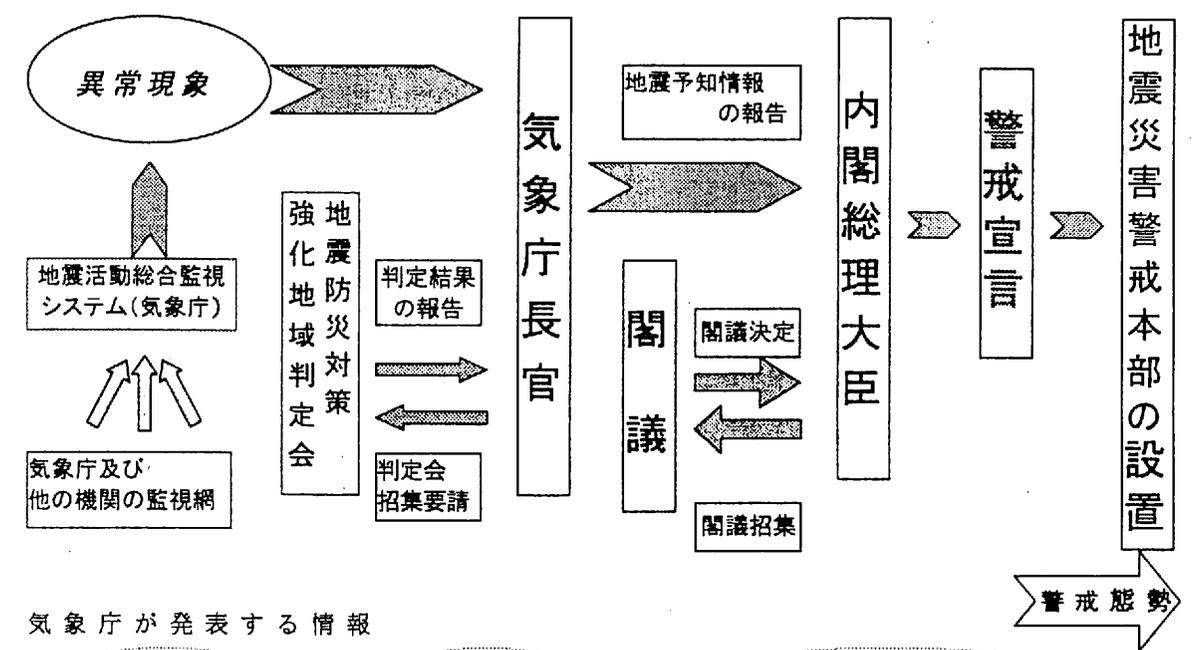
(回答)

「警戒宣言」は、内閣総理大臣が発令します。

判定会が開催され、判定会会長から「強化地域に係わる大規模な地震発生のおそれがある」と判定結果が報告された場合、気象庁長官から「地震予知情報」が内閣総理大臣に報告されます。内閣総理大臣は閣議決定をうけ、「警戒宣言」を発令します。

「警戒宣言」は、①警戒宣言、②警戒態勢をとるべき旨の公示及び地震防災応急対策にかかわる措置を執るべき旨の通知、③地震予知情報の内容、等を組み合わせたもので通報（発表）されます。

「警戒宣言」は、テレビ・ラジオなどでも放送されます。



気象庁が発表する情報

東海地域の地震・地殻活動に関する情報

判定会招集連絡報

大規模地震関連情報

東海地震の予知に関する情報の流れ

(問い合わせ先)

連絡先	甲府地方気象台	山梨県総務部消防防災課
担当	防災業務課	防災対策担当
電話	055(222)9101	055(223)1432